

春日部市庄和自転車駐車場条例の一部を改正する条例

春日部市庄和自転車駐車場条例（平成17年条例第148号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南桜井駅<u>西側</u>自転車 駐車場</td> <td style="text-align: center;">春日部市<u>大倉420番</u> <u>地6</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(登録の有効期間)</p> <p>第6条 前条第3項の登録の有効期間は1年を限度とし、その期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。<u>ただし、南桜井駅西側自転車駐車場（以下「西側駐車場」という。）の使用の許可を受けた者に係る平成24年度の登録の有効期間は、平成24年9月1日から平成25年3月31日までとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 登録を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料として<u>西側駐車場にあっては年額4,000円を、南桜井駅北側第1自転車駐車場にあっては年額6,000円を納付しなければならない。ただし、平成24年度にあっては西側駐車場の使用者は、第6条ただし書に規定する期間の使用料として2,300円を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	南桜井駅 <u>西側</u> 自転車 駐車場	春日部市 <u>大倉420番</u> <u>地6</u>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">南桜井駅<u>南側</u>自転車 駐車場</td> <td style="text-align: center;">春日部市<u>米島1198番</u> <u>地47</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(登録の有効期間)</p> <p>第6条 前条第3項の登録の有効期間は1年を限度とし、その期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 登録を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料として<u>年額6,000円を納付しなければならない。</u></p>	名称	位置	南桜井駅 <u>南側</u> 自転車 駐車場	春日部市 <u>米島1198番</u> <u>地47</u>
名称	位置								
南桜井駅 <u>西側</u> 自転車 駐車場	春日部市 <u>大倉420番</u> <u>地6</u>								
名称	位置								
南桜井駅 <u>南側</u> 自転車 駐車場	春日部市 <u>米島1198番</u> <u>地47</u>								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の春日部市庄和自転車駐車場条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する南桜井駅南側自転車駐車場（以下「南側駐車場」という。）に係る使用の許可及び登録を受けている者（以下「南側駐車場使用者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）においてこの条例による改正後の春日部市庄和自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する西側駐車場に

係る使用の許可及び登録を受けたものとみなす。この場合において、南側駐車場に係る登録証及び登録票は、西側駐車場に係る登録証及び登録票とみなす。

- 3 南側駐車場使用者が既に納付した平成24年度分の使用料については、新条例第9条第3項の規定にかかわらず、当該使用料を月額に換算し算出した平成24年9月1日から平成25年3月31日までの間における使用料に相当する額3,500円をその者に還付するものとする。
- 4 南側駐車場使用者が、施行日以後に西側駐車場を使用しない場合にあつては、登録証及び登録票を市長に返還しなければならない。